



公取中部 だより

＜第241号＞

令和3年1月～
3月の活動状況



公正取引委員会事務総局中部事務所

〒460-0001

名古屋市中区三の丸2-5-1

名古屋合同庁舎第2号館 8階

電話 052-961-9421

ファックス 052-971-5003

中部事務所HP

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/index.html

公取HP

<https://www.jftc.go.jp/>

公取中部だより 第241号

(令和3年1月～3月)

目 次

1. 中部事務所の活動状況

(1) 概況	・・・・・・・・・・P1
(2) ピックアップニュース	・・・・・・・・・・P2
(3) 会議・説明会等の実施状況	・・・・・・・・・・P18

2. 公正取引委員会の動き

・主な報道発表	・・・・・・・・・・P21
---------	---------------

デジタル化への取組の一環として、「公取中部だより」のメール配信を始めました。是非、以下のアドレスからお申込みください。



chubu-soumu@jftc.go.jp



1. 中部事務所の活動状況

(1) 概況

令和2年度第4四半期(1月～3月)においては、「感染拡大防止」と「事務所の機能維持」の両立が強く求められました。

1月13日、管内の岐阜県及び愛知県が新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の対象地域に加えられました。その後、2月28日に解除されましたが、事務所が所在する愛知県では厳重警戒措置が3月21日まで実施されました。

こうした中、中部事務所ではテレワークを推進してきました。その一方で、下請法に関連した相談件数は増加しています。出勤の職員が、中小企業の困り事や親事業者からの問い合わせなどについて電話相談に当たっています。

違反事件の審査においても制約が生じることになりました。そうした中、3月、管内の眼鏡小売業者及び陶磁器製造業者に対し、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

独占禁止法に関しては、1月にも、管内のタクシー業者の団体のうち主要な団体に対し、未然防止の観点から、「注意の対象となった別団体の行為」について周知しました。こうした周知は公正取引委員会全体で初めてのものであります。

景品表示法に関しては、3月、消費者庁は、ティーライフ株式会社に対し措置命令を行いました。同社が供給する食品の表示について、中部事務所の調査結果も踏まえ、優良誤認に該当することが認められたことによるものです。

広報活動については、2月、定期的な講演会の開催に向けて、北陸経済連合会主催のセミナーで職員が講師を務めました。また、地方公共団体の職員の方々に競争政策への理解を深めていただくための取組も実施しています。

令和3年度も、各種研修会や授業等への職員の講師派遣を実施いたします。次ページでまとめていますので、是非、御活用ください。



(2) ピックアップニュース

■ 令和3年度講師派遣のラインナップ及び概要

今年度も講師派遣を実施します。皆様方が開催する研修会や授業へ中部事務所職員が出向き、お話しさせていただくものです。ラインナップ及び各概要は以下のとおりです。オンラインでの実施を含め、お問い合わせ、御相談をお待ちしています。

●事業者団体向け

・事業者団体等が実施する下請法についての研修会

「請求書の提出が遅れた場合の支払は？」、「振込手数料は当社負担？」

「注文書を出してくれと言っていい？」 こんな疑問はありませんか？

下請法の基本ルールを、イラストや事例をたくさん盛り込んだ資料を使って説明します（60～90分程度）。

貴団体が主催する研修会の1コマに是非どうぞ（加盟各社の発注・経理担当者向け研修や新入社員を集めた研修にピッタリです。）。

親事業者のコンプライアンスのための研修にもご利用いただけます。

申込先：中部事務所下請課

メールアドレス chubu-shitauke@jftc.go.jp

・事業者団体等が実施する独占禁止法についての研修会

事業者団体が構成事業者の価格や供給数量などを制限することは、独占禁止法で禁止されています。独占禁止法上問題となる活動について具体例を挙げながら説明します。

また、事業者のどのような行為が独占禁止法上問題となるのかについても具体的な例を挙げながら説明します（60～90分程度）。

申込先：中部事務所総務課

メールアドレス chubu_soumu@jftc.go.jp

●中小事業者向け

・中小事業者のための移動相談会

取引先による支払遅延や返品などでお困りでしたら、公正取引委員会に御相談ください。同じお悩みを持つ下請・中小事業者（原則3社以上）の代表者・従業員向けに、下請法及び優越的地位の濫用規制について基本的な内容を分かりやすく説明するとともに、相談を受け付ける職員を派遣します。

申込先：中部事務所下請課

メールアドレス chubu-shitauke@jftc.go.jp

●消費者団体，地方公共団体（消費生活関連部局）向け

・消費者セミナー

県・市区町村が主催する消費者向け講座等に職員を講師として派遣し，公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等について説明するセミナーです。商品やサービスの表示は生活に密着したものです。クイズやシミュレーションゲームを交えて分かりやすく説明します。

申込先：中部事務所取引課

メールアドレス chubu_torihiki_seminar2103@jftc.go.jp

●地方公共団体向け

・入札談合等関与行為防止法（官製談合防止法），独占禁止法の研修等

60分～90分間の研修です。法律制定の経緯や具体的な禁止事項などを取り上げます。受講者が法律の内容を理解しやすいよう，実際の摘発事例やクイズを用いて説明を行います。異動により調達・契約等の担当になられた職員の方にとって役立つ内容です。

申込先：中部事務所経済取引指導官

メールアドレス chubu_keizai02329@jftc.go.jp

●大学向け

・独占禁止法教室

90 分間の授業です。競争の重要性について学びます。今年度は,「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引」,「スタートアップ事業者の取引慣行」,「デジタル・プラットフォーマー（デジタル広告, オンラインモール・アプリストア）」にも触れていきます。

申込先：中部事務所総務課

メールアドレス chubu-soumu@jftc.go.jp

・消費生活講座

大学に職員を講師として派遣し, 公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等を説明する出前授業です。本講座は, 学生に消費者としてだけでなく将来企業等で働く上でも正しい表示等について知ってもらうことをねらいとしています。

申込先：中部事務所取引課

メールアドレス chubu_torihiki_seminar2103@jftc.go.jp

●高校・中学向け

・独占禁止法教室

基本的には 50 分間の授業です。公民や総合的な学習の時間等の授業の中で、市場経済の仕組みや競争の重要性等について、グループ討議、過去の違反事例紹介、模擬立入検査、公正取引委員会職員による実務経験談等を踏まえて、分かりやすく説明します。

申込先：中部事務所総務課

メールアドレス chubu-soumu@jftc.go.jp

■ 下請課



下請法の普及啓発活動

① 腕試しにどうぞ！ 「下請法道場（中級・上級）」がオープンしました。

これまで、下請法に関心のある方は、公正取引委員会の Web サイトに掲載されているパンフレットやQ & Aを御覧になっていたかと思います。

このたび、クイズ形式で下請法の理解度を試すことができる「下請法道場」に中級編と上級編が加わり、昨秋から開設していた初級編と合わせて全3コースが勢ぞろいしました。

初級編はパンフレットをお読みになった方、中級編と上級編は毎年11月に開催される下請取引適正化推進講習会のテキスト（白いテキスト）をお読みになった方を念頭においた問題（難易度）となっています。

皆さまの下請法の理解度を確認するために、道場の門をクリックしていただくとともに、是非、お知り合いの方にも「下請法道場」を御紹介ください。

●下請法道場はこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/chubu_doujou/doujou_index.html

- テキスト・パンフレットはこちら

<https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu.html#cmsshitauke>

② 日本公認会計士協会 東海会での下請法研修

令和3年2月3日、日本公認会計士協会 東海会に所属する公認会計士のうち、有志の方30名ほどに対して下請法の研修会を行いました。

公認会計士は、監査及び会計の専門家として独立した立場から企業の公正な事業活動に関与することになっています。このため、親事業者への下請法コンプライアンスの促し・助言という観点から御協力をいただくことはできないかと考えました。

当日は、実際の違反事例を交えて下請法の説明を行うとともに、「下請法違反発見チェックシート」を利用して、広くそれぞれの監査対象の企業（親事業者）にコンプライアンス活動を促していただくようお願いしました。

このような活動を通じ、公認会計士による下請法コンプライアンスの促し・助言、そして親事業者による自主点検・自主改善という枠組みが定着するよう努めていきたいと考えています。

- 下請法違反発見チェックシートはこちら

https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/shitauke_checksheets.html

③ 管内の弁護士会との意見交換

公正取引委員会中部事務所では、中小・下請事業者が安心して事業活動を行うことができる環境作りのため、管内の弁護士会との間で、①下請法規制対象外となる事案の相談者等を弁護士会に紹介すること、②弁護士会と公正取引委員会中部事務所による共同の相談会を開催すること、③弁護士が顧問先の企業や事業者団体に下請法コンプライアンス活動を促すこと等について意見交換を行っています。

具体的には、令和3年1月14日に、金沢弁護士会、富山県弁護士会との間で、それぞれ Web 会議システムを使って意見交換を行いました（金沢弁護士会とは、令和3年3月8日に2回目の意見交換を行っています。）。

今後も意見交換を重ねつつ、中小・下請事業者が活躍できる環境作りを連携して行っていきたいと考えています。

■ 第一審査課



独占禁止法の厳正な運用

① 管内のタクシー業者の団体に対する注意及び関係団体への周知

ア 関係団体への周知

令和 3 年 1 月, 未然防止の観点から, 中部事務所管内に所在するタクシー業者の団体のうち主要な団体に対し, 下記イの注意の対象となった行為の概要等を周知しました。このような周知は公正取引委員会全体で初めてのものであります。

イ 管内のタクシー業者の団体に対する注意

令和 2 年 7 月, 中部事務所管内に所在するタクシー業者を会員とする団体に対し, 次のとおり, 独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要
タクシー事業を営む事業者を会員とする団体 A は, ①団体 A が定める入構章を掲げた会員のタクシーでなければ公共交通機関の B 駅のタクシー乗り場を使用することができない旨を定めており, ②同タクシー乗り場を利用することができるタクシーの台数の上限を定めるとともに, これを会員に割り当てており, ③同タクシー乗り場から 100 メ

ートルの範囲内（同タクシー乗り場を除く。）で会員が客を乗せることを禁止する旨定めている。

上記の行為は、独占禁止法第8条第1号（事業者団体による一定の取引分野における競争の実質的制限）、同条第3号（一定の事業分野における事業者数の制限）及び同条第4号（構成事業者の機能・活動の制限）違反につながるおそれがあるものでした。

② 管内の眼鏡小売業者に対する注意

令和3年3月、中部事務所管内に所在する眼鏡小売業者に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要

眼鏡小売業を営む事業者Cは、①競合する他の眼鏡小売業者に対し、眼鏡フレームの製造業者及び同卸売業者（以下「フレームメーカー等」という。）を通じて、当該眼鏡小売業者の販売価格を引き上げることを要請し、②当該眼鏡小売業者に対し、フレームメーカー等を通じて、眼鏡フレームを当該眼鏡小売業者の店頭から撤去することを要請し、また、③フレームメーカー等に対し、当該眼鏡小売業者に対

する眼鏡フレームの供給を停止させている。

上記の行為は、独占禁止法第 19 条（一般指定第 2 項〔その他の取引拒絶〕、第 12 項〔拘束条件付取引〕及び第 14 項〔競争者に対する取引妨害〕）の違反につながるおそれがあるものでした。

③ 管内の陶磁器製造業者に対する注意

令和 3 年 3 月、中部事務所管内に所在する陶磁器製造業者に対し、次のとおり、独占禁止法違反につながるおそれがある行為を行っているとして注意を行いました。

注意の対象となった行為の概要

陶磁器製造業を営む事業者 D は、自社が製造販売する商品 E について、①自社の公式オンラインストアにおいて販売されている価格（以下「ホームページ価格」という。）よりも低い価格で商品 E を販売している小売業者に対し、卸売業者を通じて、又は直接、商品 E の販売価格をホームページ価格と同額に引き上げるよう要請し、②ホームページ価格よりも低い価格で商品 E を販売している小売業者に商品 E を販売している卸売業者に対し、当該小売業者への販売価格を引き上げるよう要請した。

上記の行為は、独占禁止法第 19 条（同法第 2 条第 9 項第 4 号〔再販売価格の拘束〕）の違反につながるおそれがあるものでした。

■ 取引課



景品表示法

ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

令和3年3月23日、消費者庁が、ティーライフ株式会社（以下「ティーライフ」といいます。）に対し、措置命令を行いました。これは、同社が供給する「メタボメ茶」と称する食品に係る表示について、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認））が認められたことによるものです。公正取引委員会中部事務所及び消費者庁が調査に当たりました。

ティーライフは、「メタボメ茶」と称する食品を摂取することにより、当該食品に含まれる成分の作用による著しい痩身効果が得られるかのように示す表示をしていました。しかし、消費者庁が、ティーライフに対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、同社から提出された資料は、これを示すものであるとは認められないものでした。

このような表示は一般消費者に誤認を与えるものであり、合理的な商品選択を困難にする可能性があるものです。

（合理的な根拠がない効能・性能の表示は優良誤認表示とみなされます。）

（公取中部だより34ページを併せて御覧ください。）

■ 総務課



広報，広聴活動

① 北陸経済連合会での講演会の開催について

令和 3 年 2 月 18 日に北陸経済連合会が主催するセミナーにおいて、公正取引委員会の職員が講師を務めました。当初は対面での講演も検討しましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況を踏まえ、オンラインの方式での実施となりました。

中部事務所原山総務管理官は、「公正取引委員会の最近の活動状況について」、本局競争政策研究センター事務局 井堀課長補佐は、『業務提携に関する検討会』報告書のポイントについて」をテーマに講演しました。

② ミニミニ懇談会（三重県中小企業団体中央会，富山県中小企業団体中央会）

雇用動向の悪化や新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、下請法関連の相談が前年度に比べて増加傾向にあります。そのため、中部事務所では、管内各県の中小企業団体中央会と懇談会を開催し、各県の事業者の方から経済の状況等について伺っています。1 月には三重県、2 月には富山県の中小企業団体中央会との懇談会を開催しました。中部事務所が

らは、中部事務所が発信する情報（公正取引委員会主催の講習会等）について、会員向けのホームページやメールマガジン等で周知できないかという点について検討を依頼しました。

③ 令和 3 年度「公正取引委員会よろず相談室」の開催について（概要、開催日程等）

中部事務所の管内のうち、中部事務所の所在地である名古屋市から遠方の地域（石川県及び富山県）における相談対応の一層の充実を図るため、平成 31 年 2 月から「公正取引委員会よろず相談室」を実施しています。令和 3 年度からは、石川県、富山県における開設を、3 か月に 1 回、連続する 2 日間で実施することとしました。

令和 3 年度の「公正取引委員会よろず相談室」の開催予定は以下のとおりです。取引上のお悩みや、お困りのことがあれば、是非御参加ください。

〔開催予定〕

石川県（石川県地場産業振興センター）

・ 6 月 15 日（火）、9 月 7 日（火）、12 月 7 日（火）、3 月 8 日（火）

富山県（富山県総合情報センター）

・ 6 月 16 日（水）、9 月 8 日（水）、12 月 8 日（水）、3 月 9 日（水）



■ 経済取引指導官

地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブックの周知

平成 31 年 3 月に公表した、「地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック」（以下「ハンドブック」といいます。）について研修会を実施しています。

国の行政機関においては、政策評価法に基づく政策評価の一環として規制の新設・改廃が事業者間の競争に及ぼす影響を把握するために「競争評価」を行うことが義務付けられています。ハンドブックは、地方公共団体においても、規制の新設等の際、この競争評価を用いて、競争事業者間の競争状況に及ぼす影響を可能な限り小さくしていただきたいという考えの下に作成したものです。競争評価の具体的な実施方法は、公正取引委員会が作成した「競争評価チェックリスト」に「はい」又は「いいえ」で回答していただき、競争への影響をセルフチェックしていただくものです。

なお、令和 2 年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策として、Web 会議システムを用いたオンライン研修会を実施しました。そして、多くの地方公共団体から参加希望をいただきました。このため、それぞれの参加団体の機器に同時に配信を行う必要が生じ、接続テストの方法についても工夫しました。

(3) 会議・説明会等の実施状況

日	会議，説明会等	主催者	開催場所
1月			
7日	官製談合防止法研修会	豊明市役所 名張市役所	オンライン
8日	官製談合防止法研修会	東海財務局	名古屋市
14日	金沢弁護士会との意見交換	公正取引委員会	オンライン
14日	富山県弁護士会との意見交換	公正取引委員会	オンライン
19日	三重県中小企業団体中央会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
20日	下請法基礎講習会（石川県）	公正取引委員会	オンライン
22日	官製談合防止法研修会	津市役所	オンライン
22日	下請法基礎講習会（富山県）	公正取引委員会	オンライン
22日	富山大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
25日	名古屋市立大学での独占禁止法教室	公正取引委員会	オンライン
26日	富山県立高岡商業高等学校での独占禁止法教室	公正取引委員会	富山県高岡市
26日	下請法基礎講習会（静岡県）	公正取引委員会	オンライン
26日	官製談合防止法研修会	いなべ市役所	オンライン
26日	独占禁止法研修会	医療用医薬品製造販売業公正取引協議会	オンライン
27日	官製談合防止法研修会	掛川市役所	オンライン
29日	愛知県弁護士会との意見交換	公正取引委員会	名古屋市
2月			
1日	官製談合防止法研修会	高山市役所	オンライン
3日	日本公認会計士協会東海会での下請法説明会	日本公認会計士協会東海会	名古屋市
9日	岐阜県立池田高等学校での独占禁止法教室	公正取引委員会	岐阜県揖斐郡 池田町

10日	下請法基礎講習会（岐阜県）	公正取引委員会	オンライン
10日	官製談合防止法・地方公共団体ハンドブック研修会（静岡県）	公正取引委員会	オンライン
16日	公正取引委員会よろず相談室（石川県）	公正取引委員会	金沢市
17日	下請法基礎講習会（三重県）	公正取引委員会	オンライン
18日	北陸経済連合会での独占禁止法説明会	公正取引委員会	オンライン
19日	下請法基礎講習会（愛知県）	公正取引委員会	オンライン
25日	官製談合防止法研修会	第四管区海上保安本部	オンライン
26日	官製談合防止法研修会	東海農政局	オンライン
26日	富山県中小企業団体中央会との懇談会	公正取引委員会	オンライン
3月			
5日	独禁法研究部会（独占禁止法及び景品表示法の説明）	（一財）中部生産性本部	オンライン
8日	金沢弁護士会との意見交換	公正取引委員会	オンライン
16日	官製談合防止法・地方公共団体ハンドブック研修会（三重県）	公正取引委員会	オンライン
17日	公正取引委員会よろず相談室（富山県）	公正取引委員会	富山市

(参考) 中部事務所ホームページへの掲載

中部事務所デジタル化への取組 ～広報活動を中心にして～ 担当者からの実施報告

中部事務所ウェブサイトの改訂・更新	
2月15日	受け付けた相談件数をウェブサイトで公表 ー令和2年度は増加基調で推移ー
3月23日	「公取中部だより」の内容充実と電子メールによる配信 ー事務所の活動を広く知っていただくためにー
専門家の方々とのオンライン会議	
2月15日	日本公認会計士協会 東海会に対するWEB下請法研修会 ー公認会計士から親事業者に対する下請法コンプライアンスの督促のためにー
事業者団体とのオンライン会議	
1月29日	愛知県中小企業団体中央会との懇談会 ーコロナ禍での公取「中部事務所」の取組ー
2月15日	三重県中小企業団体中央会との懇談会 ー事業者の周りの専門家との連携の重要性ー
3月23日	北陸経済連合会での講演会の実施 ー開催までの経緯と今後の展開ー
国・地方公共団体・消費者団体等でのオンライン研修・説明	
1月29日	地方公共団体職員のための競争政策・独占禁止法ハンドブック研修 ー複数の地方公共団体への同時配信ー
2月15日	名古屋市主催「消費生活フェア」への出展 ー今年度は、オンライン展示会ー

2. 公正取引委員会の動き

主な報道発表（令和3年1月1日～3月23日）

月 日	発表内容	頁
独占禁止法		
1月14日	グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について	23
1月29日	「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「需給調整市場ガイドライン（制定案）」に対する意見募集について	24
1月29日	「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法の考え方について」の改正（案）に対する意見募集について	25
1月29日	株式会社山陽マルナカに対する再審決について（食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件）	26
2月10日	レンゴー株式会社ほか1名に対する審決について（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	27
2月10日	レンゴー株式会社ほか36名に対する審決について（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）	28
2月19日	マイナミ空港サービス株式会社に対する課徴金納付命令について	29
2月25日	「適正なガス取引についての指針」の改定について	30
3月12日	ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について	31
下請法		
3月19日	マツダ株式会社に対する勧告について	32
景品表示法		
3月23日	ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について	34
実態調査		
2月17日	デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）について（最終報告）	35

その他		
1月20日	有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について	38
2月9日	開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の実施について	40
3月1日	第217回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について	42

独占禁止法（企業結合）

令和3年1月14日公表

グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について

本件は、米国に本社を置くグーグル・エルエルシー（法人番号3700150072195）（以下「Google」といい、Googleの最終親会社であるアルファベット・インク〔本社米国〕と既に結合関係を有する企業の集団を「Google グループ」といいます。Google グループは、主にデジタル広告事業、インターネット検索事業、クラウドサービス事業、ソフトウェア提供事業及びハードウェア提供事業を営んでいます。）と、同じく米国に本社を置き主に腕時計型ウェアラブル端末の製造販売業を営むフィットビット・インク（以下「Fitbit」といい、Fitbit と既に結合関係を有する企業の集団を「Fitbit グループ」といいます。また、Google グループとFitbit グループを併せて「当事会社グループ」といいます。）が、Google が新たに設立した子会社を消滅会社、Fitbit を存続会社として合併した後、Google が Fitbit の株式に係る議決権の全部を取得すること（以下「本件行為」といいます。）を計画したものです。

本件行為は独占禁止法第10条第2項及び第15条第2項に規定する届出要件を満たしていませんでしたが、買収に係る対価の総額が大きく、かつ、本件行為が国内の需要者に影響を与えると見込まれたことから、公正取引委員会は、本件行為に係る企業結合審査を行うこととしました。その結果、当事会社グループが申し出た問題解消措置を講ずることを前提とすれば、本件行為が一定の取引分野における競争を実質的に制限することとはならないと認められたので、本件審査を終了しました。

本件行為については、欧州委員会等の海外競争当局も審査を行っており、当委員会は、欧州委員会等との間で情報交換を行いつつ審査を進めました。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月14日）グーグル・エルエルシー及びフィットビット・インクの統合に関する審査結果について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210114.html>）を御覧ください。

独占禁止法

令和3年1月29日公表

「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び 「需給調整市場ガイドライン（制定案）」に対する意見募集について

公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成11年12月、電力市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法又は電気事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正な電力取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改革等に伴い、同指針の改定を行ってきました。

今般、本年4月に予定されている需給調整市場の開設等に伴い、共同して本指針の改定案を作成するとともに、経済産業省において「需給調整市場ガイドライン」の制定案を作成いたしました。

公正取引委員会と経済産業省は、別紙^(注1)「適正な電力取引についての指針」改定案（新旧対照表）及び「需給調整市場ガイドライン」制定案について、関係各方面から意見を募集しました^(注2)。

(注1)別紙については公取委HPを御確認ください。

(注2)意見募集については令和3年2月28日（日）で終了しています。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月29日）「適正な電力取引についての指針（改定案）」及び「需給調整市場ガイドライン（制定案）」に対する意見募集について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210129_denryokugl.html）を御覧ください。

独占禁止法

令和3年1月29日公表

「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正（案）に対する意見募集について

公正取引委員会は、フランチャイザー（以下「本部」といいます。）とフランチャイジー（以下「加盟者」といいます。）との取引において、どのような行為が独占禁止法上問題となるかについて具体的に明らかにすることにより、本部の独占禁止法違反行為の未然防止とその適切な事業活動の展開に役立てるために、「フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」（平成14年4月24日公正取引委員会。以下「フランチャイズ・ガイドライン」といいます。）を策定し、公表しています。

また、公正取引委員会は、フランチャイズ・システムを用いて事業活動を行うコンビニエンスストアの本部と加盟者との取引等について、24時間営業をはじめとして、これまでのコンビニエンスストアの本部と加盟者との在り方を見直すような動きが生じていることなどを受けて、両者の取引の実態を把握すべく、我が国に所在する大手コンビニエンスストアチェーンの全ての加盟者を対象とした初めての大規模実態調査を行い、令和2年9月に調査報告書を公表しました（注1）。当該調査の結果、コンビニエンスストアの本部と加盟者との取引においては、今なお多くの取り組むべき課題があることが明らかとなったため、公正取引委員会は、当該課題を踏まえて、別紙（注2）のとおりフランチャイズ・ガイドラインを改正することを予定しています。

公正取引委員会は、当該改正箇所について、関係各方面から意見を募集しました（注3）。

（注1）「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査について」

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/sep/200902_1.html

（注2）別紙については公取委HPを御確認ください。

（注3）意見募集については令和3年3月1日（月）で終了しています。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月29日）フランチャイズ・システムに関する独占禁止法上の考え方について」の改正（案）に対する意見募集について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210129fcglpc.html>）を御覧ください。

独占禁止法（優越的地位の濫用）

令和3年1月29日公表

株式会社山陽マルナカに対する再審決について（食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件）

公正取引委員会は、被審人株式会社山陽マルナカ（以下「被審人」といいます。）に対し、平成23年10月19日、審判手続を開始し、平成31年2月20日、独占禁止法の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）による改正前の独占禁止法（以下「独占禁止法」といいます。）第66条第2項及び第3項の規定に基づき、平成23年6月22日付けの排除措置命令（平成23年（措）第5号。以下「本件排除措置命令」といいます。）を変更するとともに、同日付けの課徴金納付命令（平成23年（納）第87号。以下「本件課徴金納付命令」といいます。）の一部を取り消し、その余の審判請求をいずれも棄却する旨の審決（以下「第1次審決」といいます。）を行いました。これに対し、被審人は、同年3月22日、審決取消訴訟を東京高等裁判所に提起したところ、令和2年12月11日、同裁判所は第1次審決（審判請求排斥部分）を取り消す旨の判決をし、同月25日の経過をもって同判決は確定しました。

当委員会は、独占禁止法第82条第2項の規定に基づき、上記判決の趣旨に従い、改めて、令和3年1月27日、本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令の全部を取り消す旨の審決を行いました。

【本件の経緯】

平成23年	6月22日	本件排除措置命令・本件課徴金納付命令
	8月17日	被審人から本件排除措置命令・本件課徴金納付命令に対して審判請求
	10月19日	審判手続開始
	11月30日	第1回審判
		↓
平成28年	2月16日	第14回審判（審判手続終結）
平成30年	1月23日	審決案送達
	2月5日	被審人から審決案に対する異議の申立て及び委員会に対する直接陳述の申出
	4月17日	直接陳述の聴取
平成31年	2月20日	第1次審決（本件排除措置命令の変更及び本件課徴金納付命令の一部取消し）
	3月22日	被審人から審決（審判請求排斥部分）取消請求訴訟提起
令和 元年	9月13日	第1回口頭弁論
		↓
令和 2年	9月25日	第3回口頭弁論（弁論終結）
	12月11日	判決言渡し（第1次審決のうち主文第1項及び第3項〔審判請求排斥部分〕の取消し）
	12月25日	同日の経過により上記判決の確定
令和 3年	1月27日	審決（本件排除措置命令・本件課徴金納付命令の全部取消し）

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→1月→（令和3年1月29日） 株式会社山陽マルナカに対する再審決について（食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用事件）

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210129.html>）を御覧ください。

レンゴー株式会社ほか1名に対する審決について（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

公正取引委員会は、レンゴー株式会社ほか1名（以下「被審人ら」といいます。）に対し、平成26年11月7日、審判手続を開始し、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、令和3年2月8日、被審人らに対し、独占禁止法の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）による改正前の独占禁止法第66条第2項及び第3項の規定に基づき、被審人らに対する課徴金納付命令の一部をそれぞれ取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を行いました。

1 被審人らの概要

事業者名	本店所在地
レンゴー株式会社	大阪市福島区大開四丁目1番186号
株式会社トーモク	東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

2 被審人らの審判請求の趣旨

(1) 被審人レンゴー株式会社（以下「被審人レンゴー」といいます。）

- ・平成26年（措）第13号排除措置命令の全部の取消しを求める。
- ・平成26年（納）第222号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

(2) 被審人株式会社トーモク（以下「被審人トーモク」といいます。）

- ・平成26年（措）第13号排除措置命令の全部の取消しを求める。
- ・平成26年（納）第223号課徴金納付命令の全部の取消しを求める。

3 主文の内容

- (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第222号）のうち、被審人レンゴーに対し、10億6758万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- (2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第223号）のうち、被審人トーモクに対し、6億363万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- (3) 被審人らのその余の審判請求をいずれも棄却する。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月10日）レンゴー株式会社ほか1名に対する審決について（大口需要者向け段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

（[https:// www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_2.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_2.html)）を御覧ください。

レンゴー株式会社ほか36名に対する審決について

（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

公正取引委員会は、レンゴー株式会社ほか36名（以下「被審人ら」といいます。）に対し、平成26年11月7日、審判手続を開始し、以後、審判官をして審判手続を行わせてきたところ、令和3年2月8日、被審人らに対し、独占禁止法の一部を改正する法律（平成25年法律第100号）による改正前の独占禁止法第66条第2項及び第3項の規定に基づき、被審人王子コンテナ株式会社、被審人福野段ボール工業株式会社、被審人北海道森紙業株式会社及び被審人浅野段ボール株式会社に対する課徴金納付命令の一部をそれぞれ取り消し、その余の審判請求を棄却する旨の審決を行いました。

【主文の内容】

- 1 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第116号）のうち、被審人王子コンテナ株式会社（以下「被審人王子コンテナ」といいます。）に対し、4億8642万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
(2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第140号）のうち、被審人福野段ボール工業株式会社（以下「被審人福野段ボール工業」といいます。）に対し、1050万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- 2 (1) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第163号）のうち、被審人王子コンテナに対し、12億8673万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
(2) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第173号）のうち、被審人北海道森紙業株式会社（以下「被審人北海道森紙業」といいます。）に対し、6586万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
(3) 平成26年6月19日付け課徴金納付命令（平成26年（納）第191号）のうち、被審人浅野段ボール株式会社（以下「被審人浅野段ボール」といいます。）に対し、2904万円を超えて課徴金の納付を命じた部分を取り消す。
- 3 被審人王子コンテナ、被審人福野段ボール工業、被審人北海道森紙業及び被審人浅野段ボールのその余の審判請求並びにその余の被審人らの審判請求をいずれも棄却する。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月10日）レンゴー株式会社ほか36名に対する審決について（東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件）

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210210_1.html）を御覧ください。

独占禁止法（私的独占の禁止）

令和3年2月19日公表

マイナミ空港サービス株式会社に対する課徴金納付命令について

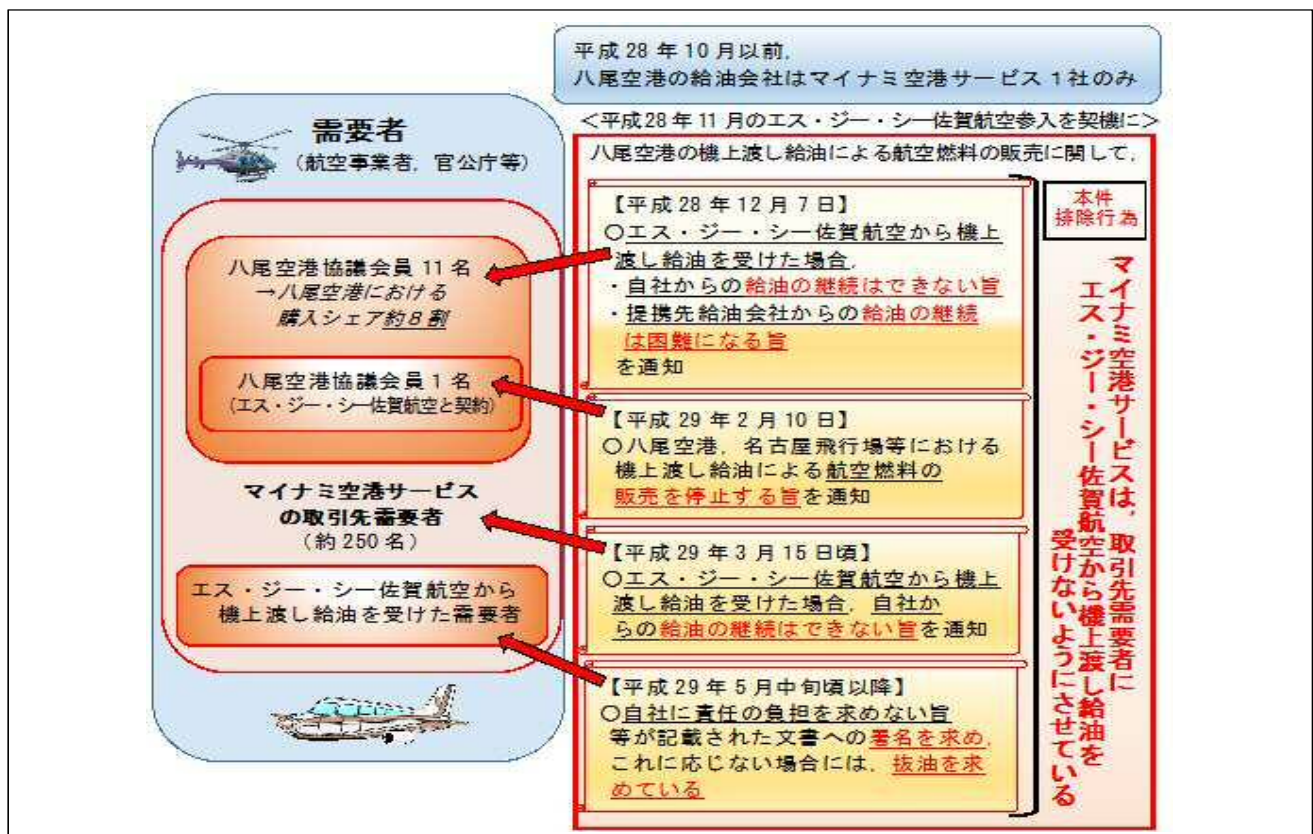
公正取引委員会は、マイナミ空港サービス株式会社（以下「マイナミ空港サービス」といいます。）に対し、独占禁止法の規定に基づき課徴金納付命令を行いました。

本件は、マイナミ空港サービスが、独占禁止法第3条（私的独占の禁止）の規定に違反する行為を行っていた^{（注）}ことについて、課徴金の納付を命じたものです。

なお、平成21年独占禁止法改正法（平成22年1月1日施行）により、独占禁止法第3条（私的独占の禁止）の規定に違反する行為であって、他の事業者の事業活動を排除することによるもの（排除型私的独占）に対する課徴金制度が導入されたところ、本件は、排除型私的独占に対して課徴金の納付を命じた初めての事件です。

（注）公正取引委員会は、当該違反行為を行っていたマイナミ空港サービスに対して、令和2年7月7日、独占禁止法の規定に基づき、当該違反行為の取りやめなどを命じる排除措置命令を行いました。

マイナミ空港サービスは、排除措置命令に基づく措置を採ることにより、令和2年8月21日以降、当該違反行為を取りやめています。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月19日）マイナミ空港サービス株式会社に対する課徴金納付命令について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210219.html>）を御覧ください。

「適正なガス取引についての指針」の改定について

1 公正取引委員会と経済産業省は共同して、平成12年3月、ガス市場における公正かつ有効な競争の観点から、独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為等を明らかにした「適正なガス取引についての指針」を作成・公表し、これまで制度改革等に伴い本指針の改定を行ってきました。

今般、令和元年6月公表の「小売全面自由化後の都市ガス事業分野における実態調査報告書について」や令和2年6月公表の「大阪瓦斯株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について」等の内容を踏まえ、共同して本指針の改定を行い、これを公表することとしました（改定指針については別紙1（注）、新旧対照表については別紙2（注）を参照してください。）。

2 今回の改定に当たっては、昨年12月25日に改定案を公表し、本年1月29日を期限として、関係各方面から広く意見を募集したところ、4件の意見が提出されました。提出された意見を慎重に検討した結果、改定案を一部修正することとしました（意見の概要及びそれに対する考え方については別紙3（注）、改定案の一部修正については別紙4（注）を参照してください。）。

3 公正取引委員会と経済産業省は、ガス市場における公正かつ有効な競争を確保するため、本指針を十分に周知し、事業者等による独占禁止法上又はガス事業法上問題となる行為の未然防止等に役立てるとともに、引き続き、両法を適正に運用してまいります。

（注）別紙1ないし別紙4については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月25日）「適正なガス取引についての指針」の改定について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210225_gasgl.html）を御覧ください。

独占禁止法（優越的地位の濫用）

令和3年3月12日公表

ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について

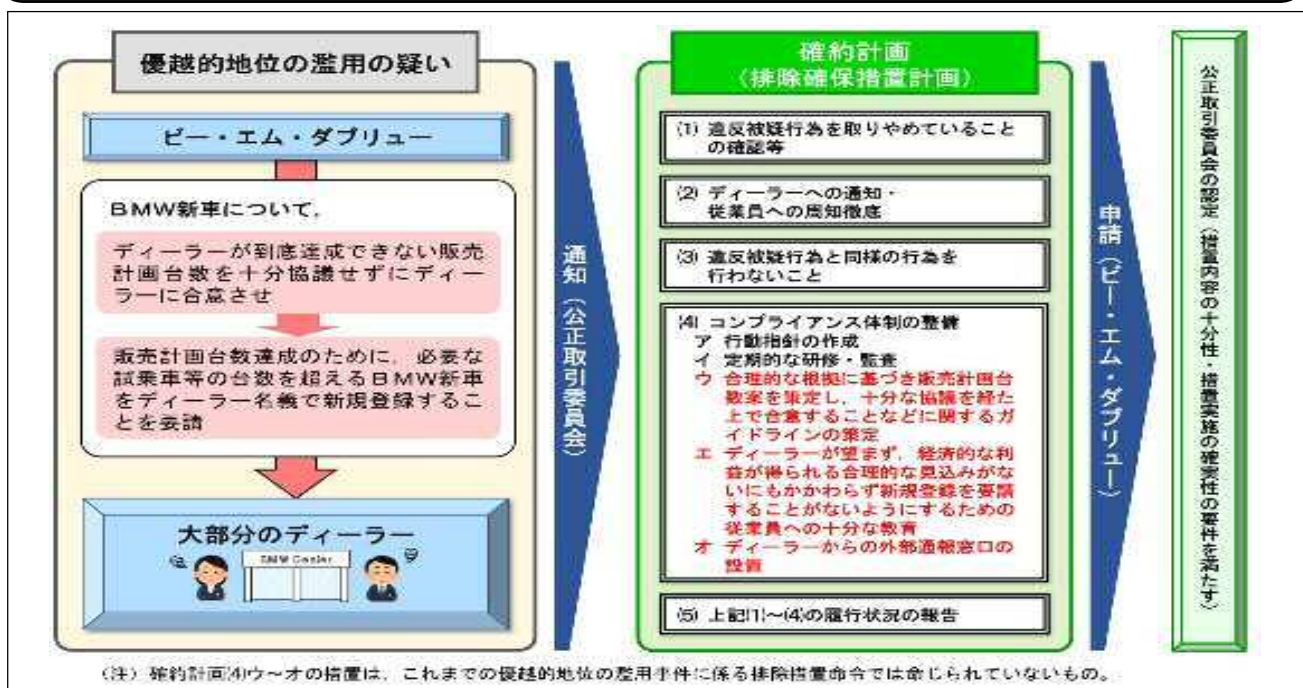
公正取引委員会は、ビー・エム・ダブリュー株式会社（以下「BMW」といいます。）から独占禁止法第48条の7第1項の規定に基づき申請された確約計画が、独占禁止法の規定に違反する疑いのある後記2の行為が排除されたことを確保するために十分なものであり、かつ、その内容が確実に実施されると見込まれるものであると認め、同法第48条の7第3項の規定に基づき当該計画を認定^{（注1）（注2）}しました。

当該申請は、公正取引委員会が同法第48条の6の規定に基づき令和2年12月14日に行った、BMWの行為が同法第19条（同法第2条第9項第5号〔優越的地位の濫用〕）の規定に違反する疑いがある旨の通知を受けたBMWによって、確約計画の認定を求めてなされたものです。

なお、本認定は、公正取引委員会がBMWの当該行為が独占禁止法の規定に違反することを認定したものではありません。

（注1）確約計画の認定は、確約手続に係る通知を受けた事業者から申請された確約計画を公正取引委員会が認定するという、独占禁止法に基づく行政処分です。

（注2）公正取引委員会は、認定した確約計画に従って確約計画が実施されていないなどの場合には、独占禁止法第48条の9第1項の規定により当該認定を取り消し、確約手続に係る通知を行う前の調査を再開することとなります。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月12日） ビー・エム・ダブリュー株式会社から申請があった確約計画の認定について
（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210312.html>）を御覧ください。

下請法（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）

令和3年3月19日公表

マツダ株式会社に対する勧告について

公正取引委員会は、マツダ株式会社（以下「マツダ」といいます。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、下請法第7条第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行いました。

違反事実の概要

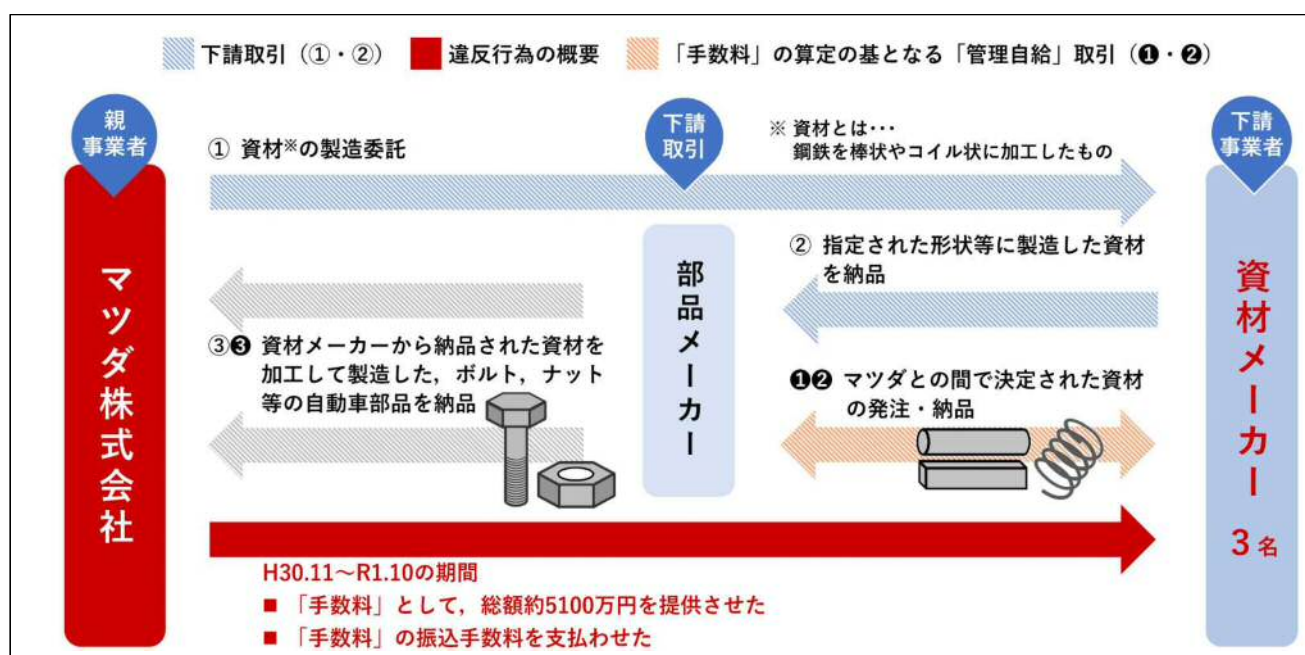
マツダは、下請事業者に対し、自社が販売する自動車等の原材料たる資材の製造を委託している。

マツダは、次のア及びイの行為により、自己のために経済上の利益を提供させることによって、下請事業者の利益を不当に害していた。提供させた金額は、総額5112万3981円である（下請事業者3名）。

ア マツダは、下請事業者に対し、提供させる金銭の算出根拠及び使途について明確にせず、「手数料」として、平成30年11月から令和元年10月までの間、金銭を提供させ、当該金銭に対応する何らの給付又は役務を提供することなく、自社の事業に係る各種取引の支払等に充てていた。

イ マツダは、下請事業者に対し、前記アの「手数料」を自社の指定する金融機関口座に振り込ませる方法で提供させた際に、振込手数料を支払わせていた。

なお、マツダは、令和3年3月2日、下請事業者に対し、前記ア及びイの行為により提供させた金額を支払っている。



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→(令和3年3月19日)マツダ株式会社に対する勧告について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/index.html>) を御覧ください。

ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、ティーライフ株式会社に対し、同社が供給する「メタボメ茶」と称するポット用ティーバッグ30個入りの食品に係る表示について、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局中部事務所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法に違反する行為（同法第5条第1号（優良誤認）に該当）が認められたことから、同法第7条第1項の規定に基づき、措置命令を行いました。

実際の表示（一部）



詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月23日） ティーライフ株式会社に対する景品表示法に基づく措置命令について (<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210323.html>) を御覧ください。

デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(最終報告)

第1 調査主旨等

消費者から提供される個人情報等の様々なデータを集積・利用したデジタル広告事業は、デジタル・プラットフォーム事業者の収益源として大きな存在となっています。また、デジタル・プラットフォーム事業者は、デジタル広告について、掲載メディア（媒体社）と広告出稿者（広告主、広告代理店）を結びつけるプラットフォームとして重要な役割を担っています。一方で従来から広告事業により収益を得ていたメディア（媒体社）にとっては、収益構造の変化を余儀なくされており、デジタル広告に関するデジタル・プラットフォーム事業者の事業の在り方がメディアの事業に大きな影響を及ぼすようになっていきます。

こうした状況を踏まえ、デジタル広告分野におけるデジタル・プラットフォーム事業者を取り巻く取引実態や競争の状況を明らかにし、指摘される問題及びそれに対する独占禁止法上又は競争政策上の考え方を示すことで、当該分野における独占禁止法違反行為の未然防止や関係者による公正かつ自由な競争環境の確保に向けた取組を促進するため、公正取引委員会はデジタル広告の取引実態に関する調査を実施することとしました。

1 調査対象

デジタル広告の掲載メディア（媒体社）、広告出稿者（広告主・広告代理店）及び広告仲介事業者等がデジタル・プラットフォーム事業者と行う取引について調査を実施しました。

2 調査方法

(1) 事業者及び消費者向けアンケート調査（注1）

令和2年2月から同年3月までにかけて、デジタル広告分野のデジタル・プラットフォーム事業者と直接・間接に取引関係がある事業者を、①広告主・広告代理店、②広告仲介事業者及び③媒体社の3つのカテゴリーに分け、それぞれに対して、デジタル・プラットフォーム事業者との取引等に関するアンケート調査を行いました。

また、検索連動型広告とSNS等における広告について、消費者の無料サービスや表示される広告に対する受け止め、ユーザーデータの利活用の理解の程度などを、調査会社の消費者モニターに対するアンケートの形で調査しました。

（注1）

「デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査(デジタル広告分野)について(中間報告)」(令和2年4月28日)

(2) 聴取調査

89 名（広告主、広告代理店、広告仲介事業者、媒体社等の事業者及び事業者団体 78 名、デジタル・プラットフォーム事業者 5 名、有識者 6 名）に対して実施しました。

(3) 情報提供窓口を通じた調査

公正取引委員会のウェブサイト上において、21 件の情報提供を受けました（令和 3 年 2 月 1 日時点）。

第 2 調査結果

報告書本体、別紙及び概要参照。（注 2）

第 3 今後の取組

- 1 本報告書で指摘したデジタル広告分野における取引実態の各論点に関するものを含め、独占禁止法上問題となる具体的な案件に接した場合には、引き続き厳正に対処していきます。
- 2 イノベーションの芽が摘まれることがないように、デジタル分野の企業結合について、令和元年に改定したガイドライン等を踏まえ、引き続き迅速かつ的確な審査を行っていきます。
- 3 本報告書で指摘した媒体社間の競争の変化のように、デジタル・プラットフォーム事業者の台頭による影響を受けて変化する市場における競争の状況についても注視し、引き続き、デジタル分野についての実態調査を行い、消費者利益を勘案しつつ独占禁止法・競争政策上の問題を明らかにしていきます。
- 4 デジタル・プラットフォームを巡る競争環境の整備のためには独占禁止法の執行だけでなく、デジタルプラットフォーム取引透明化法^[1]その他の規律による適切な規制、データの移転・開放を実現する仕組みの導入、個人情報保護の適切な保護など様々な観点から検討・対応していく必要がある。公正取引委員会は、内閣に設置されたデジタル市場競争本部や関係省庁との連携・協力を積極的に取り組み、競争環境の整備を図っていきます。
- 5 グローバルに展開するデジタル・プラットフォーム事業者の事業活動に対しては、海外の各国・地域の競争当局も大きな関心・懸念を寄せている。公正取引委員会は、今後とも様々なレベルで、各国・地域の競争当局との意見交換を行い、また、ICN（国際競争ネットワーク）等の場を活用して継続的な協力を進めていきます。

[1] 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律

公正取引委員会は、「デジタル・プラットフォーマーに関する取引実態や利用状況についての情報提供窓口」を通じて、デジタル広告を含むデジタル・プラットフォームに関する情報の提供を引き続き受け付けておりますので、今後とも、事業者や消費者の皆様におかれましては、幅広い情報提供をお願い申し上げます。

（注2）報告書本体及び概要につきましては公取委HPにて御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月17日 デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）について（最終報告）

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210217.html>）をご覧ください。

有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

公正取引委員会は、毎年度、全国各地区において経済団体代表、消費者団体代表、学識経験者、報道関係者等の有識者と当委員会の委員等との懇談会を開催することで、各地区の実情や幅広い意見・要望を把握し、独占禁止法等の運用にかかっています。

これまで懇談会については、当委員会の委員等が各地区に赴いて開催してまいりましたが、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策として、ウェブ会議により開催しました。

開催した地区や有識者は別紙1（注）のとおりです。また、有識者から示された主な意見の概要は以下のとおりです（地区別の主な意見は別紙2（注）のとおりです。）。

公正取引委員会としては、これらの意見を踏まえて、今後とも独占禁止法等の確な運用に努めてまいります。

1 新型コロナウイルス感染症関係について

- 働き方改革に伴う最低賃金の引上げ、同一労働同一賃金といった政策により人件費が高騰している中で、コロナ禍となっている。今後、経営コストが高くなる中で仕事が減るという困った状況になることが予想される。下請の立場にあることが多い中小企業としては、大企業から価格交渉ということで、価格の見直しを求められると受け入れざるを得ない。
- 現在のコロナ禍においては、積極的な販売促進活動を行うこともままならない状況にある。そうした中で、法律を遵守しながら、どのようにして売上げを維持していくかについて、各社とも知恵を絞っていかなければならない。

2 独占禁止法の運用について

- 平成31年に行われた「クレジットカードに関する取引実態調査」の中で、インターチェンジフィーと呼ばれる一般には見えにくい問題に焦点を当て、警鐘を鳴らしたことは評価できる。公正取引委員会の活動は、市場における公正な競争環境の確保を通じ、消費者の利益の向上を図るものであるので、引き続き、積極的な取組をお願いしたい。

3 デジタル・プラットフォーム関係について

- 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う社会のデジタル化は、有力なデジタル・プラットフォーム事業者の寡占化の追い風になっている。こうした中で、不公正な取引を取り締まる公正取引委員会の重要性、社会一般からの期待は大きく高まっている。デジタル・プラットフォーム事業者への対応は、日本だけでなく世界全体の課題であり、公正取引委員会の対応は世界からも注

目されている。公正取引委員会には、社会正義を実現するという立場で、社会一般に対する情報発信に努めてもらいたい。

4 下請法の運用について

- 公正取引委員会の調査は、下請事業者に対する書面調査への回答に基づいて行われることが多いが、回答した場合、いずれ見せしめとして取引を打ち切られることになるおそれがあり、中小企業である下請事業者からはなかなか声を上げにくいというのが現状である。

5 景品表示法の運用について

- マスクにおいて、表示されているサイズと実寸に差異がある商品もあり、消費者が何を基準にして商品を選べばよいのかが分かりにくくなっている。今後は、表示の分かりやすさという点にも着目していただきたい。

(注) 別紙1及び別紙2については公取委HPを御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料(令和3年)→1月→(令和3年1月20日) 有識者と公正取引委員会との懇談会で出された主な意見について

(<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/jan/210120minikon.html>)を御覧ください。

開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する 集団技術研修の実施について

公正取引委員会は、下記のとおり、独立行政法人国際協力機構（JICA）の協力の下、開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修をオンライン方式で開催することとしました。

開発途上国では、近年、競争法を導入、又はその運用を強化しようとする動きが活発化しています。本研修は、開発途上国の競争当局の職員を対象に、我が国の独占禁止法とその運用に関する知識習得の機会を提供し、開発途上国における競争法の導入又は運用の強化に資することを目的として開催されるものです。

当委員会は、平成6年度以降、開発途上国政府からの要請を受け、本研修を開催しており、今回で26回目となります。

- 1 期間
令和3年2月15日(月曜)～2月19日(金曜)及び3月1日(月曜)～3月5日(金曜)
- 2 開催場所
オンライン方式による開催
- 3 講師
学識経験者、公正取引委員会事務総局職員
- 4 参加者
13か国の競争当局等の職員 23名
- 5 主な研修内容
 - ・独占禁止法の規制内容に関する説明
 - ・独占禁止法違反事件に係る審査手続及び企業結合審査に関する説明
 - ・公正取引委員会の競争唱導、広報活動等に関する説明
 - ・公正取引委員会の実態調査に関する説明
 - ・公正取引委員会の国際協力の取組に関する説明
 - ・仮想事例を用いたディスカッション

参加者(五十音順)

国	参加人数
インドネシア	1 名
ウクライナ	2 名
ウズベキスタン	2 名
北マケドニア	1 名
ケニア	3 名
セルビア	1 名
タイ	3 名
バングラデシュ	2 名
フィリピン	1 名
ベトナム	1 名
マレーシア	3 名
ミャンマー	2 名
モンゴル	1 名
計	23 名

(注) ASEAN 事務局がオブザーバー参加

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→2月→（令和3年2月9日 開発途上国に対する独占禁止法及び競争政策に関する集団技術研修の実施について

（<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/feb/210209.html>）をご覧ください。

第217回 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

公正取引委員会は、経済社会の変化に即応して競争政策を有効かつ適切に推進するため、広く各界の有識者と意見交換し、併せて競争政策の一層の理解を求めることを目的として、独占禁止懇話会を開催しています。

以下のとおり、第217回独占禁止懇話会を開催しました。会員から示された主な意見・質問の概要は別紙（注）のとおりです。

- 1 日時
令和3年2月3日(水曜)10時00分～12時00分
- 2 場所
オンライン方式による開催
- 3 議題
 - スタートアップの取引慣行に関する実態調査等について
 - コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査等について
 - フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン案について
- 4 議事概要
各議題について、事務総局から説明を行い、会員から、大要別紙（注）のとおり、意見・質問が出された。

（注）会員から出された意見・質問につきましては公取委HPにて御確認ください。

詳しくは公取委HP

トップページ→報道発表・広報活動→報道発表資料→最近の報道発表資料（令和3年）→3月→（令和3年3月1日 独占禁止懇話会の議事概要の公表について

（https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2021/mar/210301_kyokusou.html）をご覧ください。